

●香川県告示第477号

香川県管理港湾三本松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成20年10月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

港湾施設の種類	名 称	位 置	数 量
臨港交通施設 (臨港道路)	10号臨港道路	東かがわ市三本松2281番地1から 東かがわ市三本松2268番地65地先まで	延 長 592.9m 車道幅員 6m 道路敷幅 8~11m 面 積 3,957㎡